

広島県回復期リハビリテーションの会

会 則

(総則・名称)

第1条 本会は、「広島県回復期リハビリテーションの会」(以下、本会という)と称する。

(目 的)

第2条 本会は県下の回復期リハビリテーション病棟の質向上をはかり、会員相互の連携を深めることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 回復期リハビリテーション病棟の質向上に関する事業
- (2) 講演会及びセミナー、研修会の企画開催
- (3) その他、本会発展のために必要な事業

(会 員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する広島県内に所在地を置く回復期リハビリテーション病棟を有する病院であって、一般社団法人 回復期リハビリテーション病棟協会の会員をもって構成する。

2. 本会に入会を希望する者は、本会の幹事会の承認を得るものとする。

(構成・運営)

第5条 本会は、名簿記載に有る発起人13名により幹事会を構成する。

2. 幹事会は、会務を総理し、運営に関する全ての事項を協議し決定する。
3. 幹事会は、関連職種による委員会及び勉強会を設置する。
2. 幹事会は、講演及びセミナーを年数回開催する。

(会計・会費)

第6条 本会の経費は、年会費及び参加費、その他の収入をもって当てる。
また、予算及び決算は、幹事会の承認を経て総会の承認を受ける。

2. 講演会及びセミナー、研修会の参加費はその都度決定する。
3. 会費の変更は、幹事会の決定を経て総会で承認を受ける。
4. 年会費は10,000円とし、入会時及び会計年度初めに徴収する。

(会計幹事・会計監査)

第7条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後に決算資料を作成し、幹事会の確認を経て総会に報告しなければならない。

(事務局・連絡先)

第8条 事務局は、会員名簿の整理、会費の管理など本会の運営に必要な諸事務を行う。

2. 本会は、事務局並びに事務担当者を下記におく。

医療法人社団 朋和会

西広島リハビリテーション病院内

事務連絡担当者 新家 光晴

〒730-5143

広島市佐伯区三宅6丁目265番地

TEL : 082-921-3230 FAX : 082-921-3237

Mail : wel@welnet.jp

第9条 会則の変更は、幹事会の承認を受けるものとする。

2. 決議は、委任状を含む3分の2以上の出席で過半数をもって決議される。

附則 (施行細則)

(1) 発起人の任期は2年間とする。但し、再任は妨げない。

(2) 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(3) 本会則は、平成27年4月1日から施行する。